

(件名) (仮称)かごしま郡山風力発電事業における希少植物保全に関する陳情書

(陳情の趣旨)

私どもは、(仮称)かごしま郡山風力発電事業計画地において、環境影響評価手続の終了後に、鹿児島県における重要な希少植物であるミドリムヨウラン及びカンランが確認されたことを受け、希少種保全の観点から慎重な対応を求めるため、本陳情書を提出いたします。

鹿児島県は、本事業の環境影響評価手続における知事意見において、「環境影響評価の過程及び事業実施段階以降において、現段階で予測し得なかった環境影響が見られる場合又は重要な動植物の生息・生育状況等に新たな知見が得られた場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて追加調査及び環境保全措置を講ずること」を求めています。

今回確認された希少植物は、環境影響評価手続において十分把握されていなかった可能性があり、知事意見にいう「新たな知見」に該当するものとして慎重な検討が必要であると考えます。

また、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例は、本県の貴重な野生動植物及び生物多様性を将来世代へ継承することを目的としており、希少種保全については環境影響評価制度とは別の観点からも十分な配慮が求められるものと考えます。

さらに、本事業では今後、保安林関係手続及び林地開発許可手続等が予定されていますが、これらの手続においても希少植物への影響及び保全措置の妥当性について十分な確認が行われることが重要であります。

環境影響評価終了後に重要な希少植物が確認されたという事実は、事業計画の妥当性や保全措置の十分性について改めて確認する必要性を示すものであり、県民共有の財産である自然環境の保全の観点からも慎重な対応が求められるものと考えます。

特に希少植物の生育地は、一度失われた場合、その回復が極めて困難であり、影響は不可逆的なものとなります。そのため、保全措置の十分性や影響の有無について不確実性が残る場合には、予防的な観点から慎重な確認及び検討が行われるべきであります。

また、本件は単に一事業に関する個別課題にとどまらず、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の実効性、生物多様性保全の在り方、さらには再生可能エネルギーの推進と自然環境保全との調和の在り方にも関わる重要な問題であると考えます。県民共有の貴重な自然環境を将来世代へ継承していくためにも、県議会におかれましては、本件について十分な関心を持っていただき、適切な対応が図られるよう県当局へ働きかけていただきたいと考えます。

加えて、評価書手続終了後に重要な希少植物の生育が確認されたことから、地域住民の理解と協力の下で適切な保全措置を検討するため、追加調査の結果及び保全措置の内容について住民への説明がなされることも重要であると考えます。

以上の趣旨に基づき、下記の事項を陳情いたします。

## 記

**【県に求める事項】**

1. 今回確認された県条例の指定種及び国・県レッドリスト掲載種等の重要な希少植物について、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の趣旨並びに生物多様性保全の観点を踏まえ、適切な保全が図られるよう必要な対応を行うこと。
2. 環境影響評価手続の終了のみをもって本件に係る検討が尽くされたものとせず、新たに得られた知見を踏まえ、県条例及び関係許認可制度の趣旨に沿った十分な確認及び検討を行うこと。
3. 保安林関係手続及び林地開発許可手続において、希少植物への影響及び保全措置の妥当性について十分な確認を行うこと。
4. 保全措置及び追加調査の内容が十分に確認されるまでの間は、希少植物の生育地及びその周辺における土地改変の可否について慎重に判断すること。
5. 本件について関係部局間で十分な情報共有を行い、希少植物保全の観点から必要な対応を検討すること。

**【事業者に対して県から求める事項】**

6. 今回確認された希少植物に係る新たな知見を踏まえ、専門家の助言を得ながら、事業実施区域及びその周辺における生育状況、生育範囲並びに開発による影響の有無を確認するための追加調査を実施するよう、事業者に対し指導又は助言を行うこと。
7. 追加調査の結果を踏まえ、今回確認された重要な希少植物及びその他重要な希少種について、その生育環境の保全に配慮した回避措置及び保全措置が十分に検討されるよう、事業者に対し指導又は助言を行うこと。
8. 確認された希少植物の状況、追加調査の結果及び保全措置の内容について、地域住民へ説明する機会を設けるよう、事業者に対し指導又は助言を行うこと。

以上